兵庫労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年10月26日

兵庫労働局長　中山　明広

第４号中「１時間858円」を「１時間872円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月１日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

工場財団

北海道帯広市西九条南八丁目５番地**帯広ガス株式会社**の工場財団に北海道帯広市南町南九線59番４帯広ガス株式会社南帯広工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年10月26日

釧路地方法務局帯広支局

北海道帯広市西九条南八丁目５番地**帯広ガス株式会社**の工場財団に北海道帯広市西九条南八丁目５番地帯広ガス株式会社ガス製造及び精製工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年10月26日

釧路地方法務局帯広支局

兵庫県伊丹市北伊丹八丁目10番地１ＯＫＫ**株式会社**の工場財団に兵庫県伊丹市北伊丹八丁目10番地１、兵庫県川西市久代六丁目19番地１ＯＫＫ株式会社猪名川製造所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年10月26日

神戸地方法務局伊丹支局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社アイ波動経済研究所
２．住所　兵庫県伊丹市中央四丁目４番８号
３．代表者の氏名　西村　卓也
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第366号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成28年４月26日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成27年10月26日

近畿財務局長　武内　良樹

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表公示

資金決済に関する法律施行令第11条第５項の規定により次のように公示する。

１．商号　有限会社パル・サービス
２．代表者の氏名　代表取締役　竹原　博之
３．住所　島根県大田市大田町大田イ411番地
４．配当表
⑴　権利の実行の対象となる発行保証金の額
7,800,000円　①
⑵　発行保証金の還付手続きに要した費用
104,908円　②
うち官報公示費用　74,088円
証明書郵送費用　30,820円
⑶　配当の対象となる額（①－②）
7,695,092円
⑷　権利の実行に係る申出等の総額
2,020,000円
⑸　申出者等の人数　335人
⑹　配当の割合　100％
（申出額1,000円の場合の払渡額1,000円）

※資金決済に関する法律施行令第11条第９項の規定による還付手続きに要した費用（上記②）については歳入徴収官中国財務局総務部長に支払うこととする。

平成27年10月26日

中国財務局長　佐藤　秀明

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年10月26日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成27年９月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　地域環境開発協同組合　菅原　隆道　東京都文京区湯島４－１－13　ルネ湯島ビル301号　国土交通大臣許可（特－22）第23533号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、管工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年６月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年10月26日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成27年９月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ソシオ　石川　信幸　千葉県松戸市新松戸４－14－２新松戸ＳＴビル　国土交通大臣許可（般－23）第22050号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年８月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年10月26日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成27年９月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　池野通建株式会社　作山　裕樹　東京都大田区平和島４－１－23　東京総合エンジニアリングセンタ５階　国土交通大臣許可（特－24）第2462号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業、電気通信工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年８月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年10月26日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成27年９月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社日本製鋼所　佐藤　育男　東京都品川区大崎１－11－１　国土交通大臣許可（特－24）第8630号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年８月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。